

渋沢栄一翁を軸とした広域観光プロモーション業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

渋沢栄一翁を軸とした広域観光プロモーション業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年9月30日（月）まで

3 目的

渋沢栄一翁が令和6年7月に発行される新一万円札の肖像となる機会を捉え、令和5年度に制作した渋沢栄一翁を軸とする観光PR動画、パンフレットやポスターを活用し情報発信を行い、県内外から埼玉県への誘客を推進していく。

4 委託業務の内容

(1) 観光PR動画の放映

令和5年度に制作した観光PR動画を活用した効果的なプロモーションが可能な放映場所（インターネット上含む）を選定し、時期を定めて放映する。予算の範囲内において提案し、受託者が決定した後に県との協議の上確定するものとする。

ア 放映動画（提供動画）

- ・ 観光PR動画「渋沢栄一めぐり旅」
- ・ データ形式：mp4
- ・ 種類：横型動画 15秒、30秒 それぞれ音あり・音なし（テロップ付き）
計4本
縦型動画 15秒、30秒 それぞれ音あり・音なし（テロップ付き）
計4本
- ・ 動画の内容は、下記リンク先の埼玉県観光PR動画を参考とすること。

「ちょこたび埼玉公式チャンネル」

<https://www.youtube.com/channel/UC3tNOFuAx62-d6xk19LWLAQ/videos>

イ 放映場所エリア

埼玉県内、首都圏

ウ 放映場所

(1) トレインビジョン

- ・ JR、西武鉄道、東武鉄道など埼玉県へ乗り入れている路線2か所以上

(2) 大型ビジョン

- ・ 埼玉県内2か所以上、首都圏2か所以上
- (3) デジタルサイネージ
- ・ 埼玉県内、首都圏駅構内や関越自動車道サービスエリア内等のデジタルサイネージ2か所以上
- (4) WEB広告
- ・ YouTube、Instagram等
- エ 放映時期
- ・ 令和6年6月下旬から令和6年8月31日の間で最も効果的な放映を提案すること。
- ただし、ウ(1)から(4)に掲げる4つの必須放映場所のうち2つ以上は、令和6年6月下旬から令和6年7月31日の間の放映を必須とする。
(当該放映時期内における放映期間は、独自提案とする。)
- オ その他、効果的な放映場所・手法があれば予算の範囲内において独自に提案すること。
- カ その他留意点
- ・ 動画入稿に際して、放映に係る審査上の理由等により修正が必要となった場合の動画編集費用等は委託費に含める。
- キ 成果物
- ・ 実施状況が分かる画像、定量的な効果等が分かるデータ、本業務で掲載した媒体一覧データを県に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(2) 観光PRパンフレットの配架

令和5年度に制作した観光PRパンフレットを活用した効果的なプロモーションが可能な配架先の時期を定めて選定し配架する。予算の範囲内において提案し、受託者が決定した後に県との協議の上確定するものとする。

ア 配架パンフレット（提供印刷物）

- ・ 観光PRパンフレット「渋沢栄一めぐり旅」
- ・ A4フルカラー（16ページ）
- ・ 観光PRパンフレットの内容は、下記リンク先を参考とすること。
「渋沢栄一めぐり旅-渋沢栄一の原点 埼玉を旅しよう-」
<https://chocotabi-saitama.jp/topics/78797?back=1>

イ 配布エリア

- ・ 埼玉県内、首都圏

ウ 配架先

- ・ 効果的なプロモーションが可能な箇所2か所以上を提案すること。
- ・ 関越自動車道のサービスエリアやパーキングエリアは必須とする。

エ 配架時期

- ・ 令和6年6月下旬から令和6年8月31日の間で最も効果的な配架時期を提案すること。
- ・ 最低1週間以上、配架すること。

オ その他留意点

- ・ 配架先への観光PRパンフレット送付手続き、送料等の配架にかかる費用は委託費に含む。
- ・ 配架部数の詳細は、受託者の提案を基に委託者と協議の上決定する。尚、観光PRパンフレットは委託者から受託者へ提供する。提供の際の送付等にかかる費用は委託費に含む。

カ 成果物

- ・ 実施状況が分かる画像、配架先一覧データを県に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(3) 観光PRポスターの掲示

令和5年度に制作した観光PRポスターを活用した効果的なプロモーションが可能な時期を定めて掲示する。予算の範囲内において提案し、受託者が決定した後に県との協議の上確定するものとする。

ア 掲示ポスター（提供印刷物）

- ・ 観光PRポスター「渋沢栄一めぐり旅」
- ・ B1サイズ、B2サイズのフルカラー2種類
- ・ 観光PRポスターの内容は、下記リンク先を参考とすること。
「渋沢栄一めぐり旅-渋沢栄一の原点 埼玉を旅しよう-」
<https://chocotabi-saitama.jp/topics/78797?back=1>

イ 掲示エリア

- ・ 埼玉県内、首都圏

ウ 掲示先

- ・ サービスエリアやパーキングエリア等効果的なプロモーションが可能な箇所5か所以上提案すること。
- ・ 有償掲示先以外に、無償掲示先を20か所以上提案すること。

エ 掲示時期

- ・ 令和6年6月下旬から令和6年8月31日の間で最も効果的な掲示時期を提案すること。
- ・ 最低1週間以上、掲示すること。

オ その他留意点

- ・ 掲示先への観光PRポスター送付手続き、送料等の掲示にかかる費用は委託費に含む。
- ・ 掲示部数の詳細は、受託者の提案を基に委託者と協議の上決定する。尚、観光

PRポスターは委託者から受託者へ提供する。提供の際の送付等にかかる費用は委託費に含む。

カ 成果物

- ・ 実施状況が分かる画像、掲示先データを県に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に電子データを提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）とする。

(5) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

5 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (6) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (7) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955